

福島県福祉サービス第三者評価基準

自己評価＜付加項目編＞

（母子生活支援施設版）

平成20年3月

母子生活支援施設版<付加項目編> (28項目)

A-1 利用者の尊重	
(1) 利用者の尊重	
①	施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている
②	施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている
③	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる
④	母親自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる
⑤	施設の行う援助について事前に説明し、母子が主体的に選択(自己決定)できるように支援している
⑥	職員が母子に対して体罰を行わないよう徹底している
⑦	母子に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる
⑧	母子・子ども個人の思想や信教の自由は、他の母子の権利を妨げない範囲で保障されている
A-2 日常生活支援サービス	
(1) 援助の基本	
①	子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている
②	母親と職員との間に信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っている
(2) 保育・学習等の支援	
①	母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている
②	子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている
③	就学時の日常生活上の支援を適切に行っている
④	行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実施されている
(3) 母子や他者との関係調整	
①	子どもと母親との関係調整を必要に応じ行っている
②	子どもと家族、友人等との関係調整を必要に応じて行っている
③	母親と夫との関係調整のための支援を行っている
④	母親と他者との関係調整のための支援を行っている
(4) 母子への相談支援等	
①	母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている
②	母親が病気の時の支援を適切に行っている
③	必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っている
④	母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている
⑤	心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っている
⑥	母親の職業能力開発や就労支援を行っている
⑦	母親が必要に応じて社会資源を有効利用できるように支援を行っている
(5) 緊急時の対応	
①	夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に適切に対応している
②	夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている
(6) 環境等への配慮	
①	居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものとなっている

A-1 利用者の尊重

1-(1) 利用者の尊重

A-1-(1)-① 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。

【判断基準】

- a) 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。
- b) 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設けているが、十分にそれに応えていない。
- c) 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設けていない。

A-1-(1)-② 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。

【判断基準】

- a) 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。
- b) 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設けているが、十分にそれに応えていない。
- c) 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設けていない。

A-1-(1)-③ 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 子ども自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設における生活改善の取り組みを行っていない。

A-1-(1)-④ 母親自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 母親自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 母親自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設における生活改善の取り組みを行っていない。

A-1-(1)-⑤ 施設を行う援助について事前に説明し、母子が主体的に選択（自己決定）できるように支援している。

【判断基準】

- a) 施設を行う援助について事前に説明し、母子が主体的に選択できるように支援している。
- b) 施設を行う援助について事前に説明しているが、母子が主体的に選択できるような支援が十分ではない。
- c) 施設を行う援助について事前に説明していない。

A-1-(1)-⑥ 職員が母子に対して体罰を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 職員が母子に対して体罰を行わないよう徹底している。
- b) 体罰を行わないための取り組みを行っているが、十分ではない。
- c) 体罰を行わないための取り組みを行っていない。

A-1-(1)-⑦ 母子に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。

A-1-(1)-③ 母親・子ども個人の思想や信教の自由は、他の母子の権利を妨げない範囲で保障されている。

【判断基準】

- a) 母親・子ども個人の思想や信教の自由は保障されている。
- b) 母親・子ども個人の思想や信教の自由は尊重されているが、十分ではない。
- c) 母親・子ども個人の思想や信教の自由が尊重されていない。

A-2 日常生活支援サービス

2-(1) 援助の基本

A-2-(1)-① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っていない。

A-2-(1)-② 母親と職員との間に信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と職員の信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っている。
- b) 母親と職員の信頼関係の構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っているが、十分ではない。
- c) 母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っていない。

2-(2) 保育・学習等の支援

A-2-(2)-① 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている。

【判断基準】

- a) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている。
- b) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っているが、十分ではない。
- c) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っていない。

A-2-(2)-② 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている。
- b) 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っているが十分ではない。
- c) 子どもの学習支援を行っていない。

A-2-(2)-③ 就学時の日常生活上の支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 就学している子どもの日常生活上の支援を適切に行っている。
- b) 就学している子どもの日常生活上の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 就学している子どもの日常生活上の支援を行っていない。

A-2-(2)-④ 行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実施されている。

【判断基準】

- a) 行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実行されている。
- b) 行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実行されているが、十分ではない。
- c) 行事などのプログラムが、母子が参画しやすいように計画・実行されていない。

2-(3) 母子や他者との関係調整

A-2-(3)-① 子どもと母親との関係調整を必要に応じて行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと母親との関係調整を必要に応じて行っている。
- b) 子どもと母親との関係調整を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと母親との関係調整を行っていない。

A-2-(3)-② 子どもと家族、友人等との関係調整を必要に応じて行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族、友人等との関係調整を必要に応じて行っている。
- b) 子どもと家族、友人等との関係調整を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族、友人等との関係調整を行っていない。

A-2-(3)-③ 母親と夫との関係調整のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と夫との関係調整のための支援を行っている。
- b) 母親と夫との関係調整のための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と夫との関係調整のための支援を行っていない。

A-2-(3)-④ 母親と他者との関係調整のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っている。
- b) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っていない。

2-(4) 母子への相談支援等

A-2-(4)-① 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている。

【判断基準】

- a) 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている。
- b) 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子育てに関する助言、援助を行っていない。

A-2-(4)-② 母親が病気の時の支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 母親が病気の時の支援を適切に行っている。
- b) 母親が病気の時の支援を行っているが十分ではない。
- c) 母親が病気の時の支援を行っていない。

A-2-(4)-③ 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っている。
- b) 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っていない。

A-2-(4)-④ 母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている。

【判断基準】

- a) 母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている。
- b) 母子の社会的自立を目指し相談体制をとっているが、十分ではない。
- c) 母子の社会的自立を目指した相談体制をとっていない。

A-2-(4)-⑤ 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っていない。

A-2-(4)-⑥ 母親の職業能力開発や就労支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親の職業能力開発や就労支援を行っている。
- b) 母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。

A-2-(4)-⑦ 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。
- b) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っていない。

2- (5) 緊急時の対応

A-2- (5) -① 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に、適切に対応する体制が整備されている。
- b) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に対応する体制が整備されているが、十分ではない。
- c) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に対応する体制が整備されていない。

A-2- (5) -② 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている。
- b) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を行っているが、十分ではない。
- c) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を行っていない。

2- (6) 環境等への配慮

A-2- (6) -① 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものになっている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮したものになっている。
- b) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮していない。